

報告事項（４）

6月定例教育委員会資料	
年月日	平成29年6月30日
担当課	学校教育課

小学校での課外活動における飛込指導について

1 背景

小中学校の学習指導要領では、水中からのスタートを指導するよう明記しており、飛込指導を認めていない。このため鳥取県の小学校では、体育の授業では水中からスタートするよう指導していたが、小学校体育連盟等の大会に向けた放課後練習では、飛込の指導を行ってきた。

平成28年7月、湯梨浜町の小学校で、6年生児童が放課後の練習中、水面に浮かべたフラフープに向かって飛込んだ結果、プールの底で頭を打ち、頸椎損傷のけがを負った。この件が発端となり、学校教育の中での飛込指導の是非が検討され始めた。

2 経緯

平成29年1月 県教委が全県の小学校を対象に平成28年度の状況を調査
飛込指導を行っている学校 99.2%（128/129）
けががあった学校 6校（頭を打った、前歯が欠けた等）

5月1日 県体育保健課が、鳥取市教委に説明

5月15日 県が通知文を市町村教委へ送付 市教委も各学校へ通知文を送付

3 県教育委員会が示した方針

今後は、児童の安全確保のため、課外活動においても学校プールでの飛込指導を原則行わないこととする。

ただし、県教育委員会が開催する「小学校課外活動及び中学校部活動等における水泳指導研修会」を受講した者のみが、例外的に飛込指導を行うことができる。

4 市教委の方針

県教委の示した方針と同じ

5 学校の対応

(小学校)

県の方針を受け、本市の校長会及び小学校体育連盟で協議し、「放課後練習を含め、小学校では飛込指導は行わない。」と決定した。

↓

※6月16日の市小学校長会執行部会で再度検討し、以下のように変更の予定。6月21日に臨時校長会を開き、最終決定すること。

市の大会は全員水中スタート。県大会は、飛込可とする。（小体連、スポレクとも）県大会に向けての飛込練習は、合同練習会を開き、県の研修会を受講した者等が指導を行う。授業及び各校の放課後練習では、飛込指導は行わない。

(中学校)

県の方針を受け、本市の校長会及び中学校体育連盟で協議し、次のように対応していく。

- ・部活動や大会出場のための放課後練習における飛込指導については、県が行う「小学校課外活動及び中学校部活動等における水泳指導研修会」を受講した者のみとする。
- ・中学校体育連盟の水泳大会では、飛込可とする。
- ・授業の中では、引き続き、飛込指導は行わない。